

松田亮長と付知の田口家

——田口家に残る一刀彫と手紙——

川瀬善忠

Sukenaga Matsuda and the Taguchi Family at Tsukechi ——Sukenaga's Carvings with a Single Knife and his Letters Owned by the Taguchi——

Zenchu KAWASE

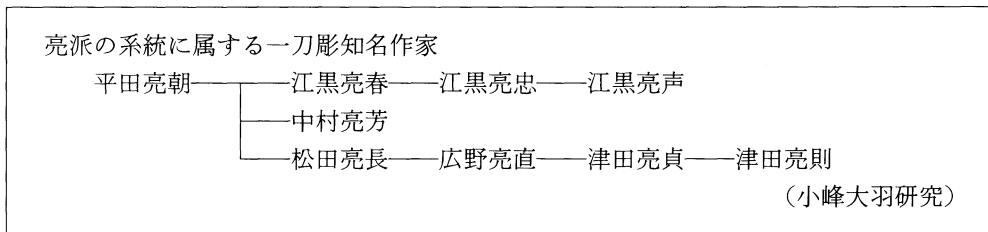
1. はじめに

岐阜県博物館では昭和62年度特別展「飛驒の匠」を開催した。この中で一位一刀彫の大成者といわれる松田亮長の紹介をした。松田亮長の作品は高山市の日下部民芸館、高山市郷土館等で根付や小品の一刀彫が常時展示されているが、今回の特別展では恵那郡付知町田口慶昭氏の協力を得、田口家に保管されていた一刀彫を初公開することができた。この一刀彫は松田亮長が安政3年(1856)田口家に107日滞在し彫ったものである。写真に徹し均衡のとれたその精緻な彫りは、多くの関係者の注目をあびた。

この報告書は田口家のご厚意に深謝し、その資料の紹介をすると共に田口家に残る亮長の手紙も含め松田亮長と東濃付知との関係を紹介するものである。

2. 松田亮長 (1800~1871)

松田亮長は江戸で活躍した平田亮朝を師祖として出発する亮派の彫刻家の一人である。その系統と亮長について高山市史は次のように記している。



『高山の人、幼より彫刻を好み、長して三都に遊び、彫工の名家を訪い、傍ら古社寺の名物彫鏝を研究すること多年、動物を善くする中に蛙と、蛇に長じた。資性剽軽譚語を好んだ、可笑の逸話が少なくない。旅行を好み富士・白山へも登山した。明治四年三月十四日歿した。年七十二、飛驒一刀彫の大成者である。子桃吉の手に保存した同家の人々の葬儀の香典帳が残っている。』(飛驒史人物録) また小峰大羽¹⁾は飛驒史壇(大正11年7月1日発行7-2)の中で次のように記している。

『松田亮長の傳は、稿本日本美術略史「根付工」之部に「松田亮長、飛驒國高山町の人、家世々製箸を以て業とせり。幼時吉田亮朝に就きて彫刻を學びしが、壯年に及んで出藍の譽あり、後遂に彫刻師となれり。嘗て奈良人形を見て其の着色の甚だ濃厚にして、刀痕を塗抹し、技術の巧拙を見る由なきを以て遂に自ら意匠を練り、刀法を練磨して、飛驒の名木水松樹の天然班を利用し、彩色を假らずして、鶴、鳩、亀、蛙を作れり。之れを飛驒の一刀彫といふ。」と掲記してある。因に同書に吉田亮朝とあるのは平田の誤である。』

松田亮長は旅好きな人であった。古寺や神社などの彫刻を研究し、技をみがいている。30才頃から年中旅に出て、年の半分も高山にいることは稀であった。高山市津田家に保管されている「亮長

旅日記」から次のような旅の行程が判明している。

- ① 文政10年以前 3月24日出立 5月29日帰る
(20歳代)
 付知—遠州秋葉山—豊川稲荷—名古屋—伊勢二見
 奈良法隆寺・大佛—高野山—大阪—四国金毘羅
 岡崎—明石—京都—石山寺—中仙道
- ② 文政10年(1827) 6月29日出立うろう6月16日帰る
(28歳)
 富山—高岡—倪利伽羅—金沢—白山登山—石徹白
 長瀧寺—六厩—牧ヶ洞—高山
- ③ 天保2年(1831) 5月27日出立 6月19日帰る
(32歳)
 塩尻—諏訪神社—富士登山—久能山—浜松
 岡崎—名古屋—犬山—下呂—高山
- ④ 天保4年(1833) 5月2日出立
(34歳)
 北国まわり 松本—善光寺—戸隠山—魚津—富山—金沢—富山—打保—高山
- ⑤ 天保5年(1834) 2月出立 5月5日帰る
(35歳)
 関, 9日間細工する—名古屋40日細工する。—桑名—伊勢—名古屋—犬山—川辺—高山
- ⑥ 天保11年(1840) 11月15日出立 天保12年4月24日 江戸4月9日出
(41歳)
 下諏訪—江戸4月8日まで細工する—宇都宮—中禅寺—高崎—安中—下諏訪—
 塩尻—野麦—高山
- ⑦ 弘化元年(1844) 3月出立
(45歳)
 高山—長尾—和倉—輪島—関の尾—田鶴浜—富山—高山



写真1 松田亮長旅日記(文政10年の旅)

3. 田口家と松田亮長

(1) 付知と松田亮長

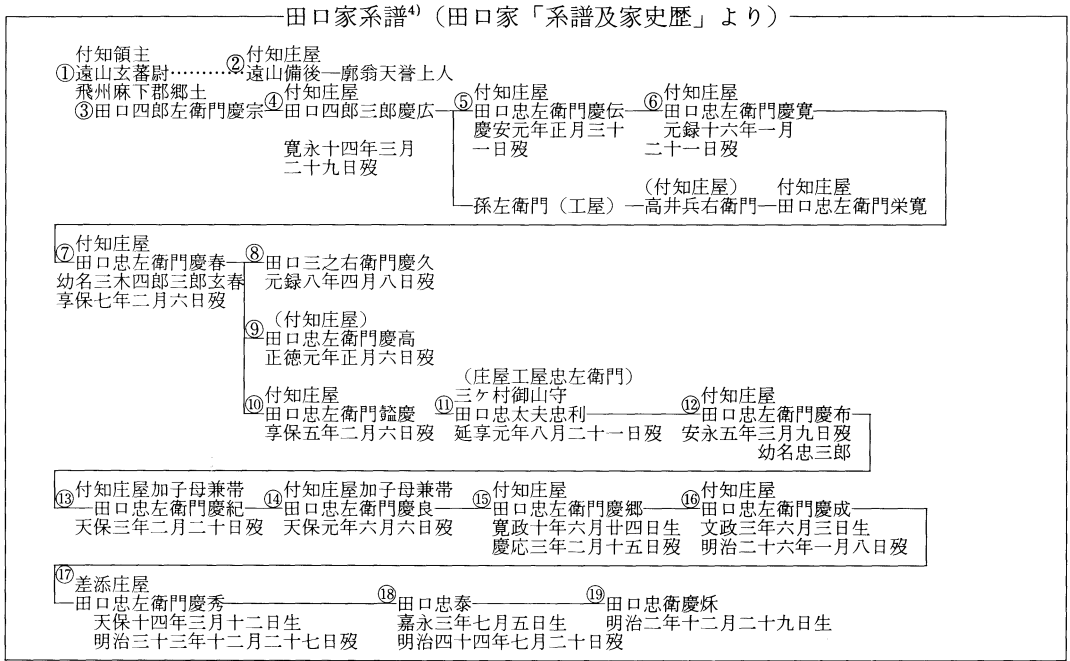
前記のように全国各地に旅した松田亮長は土地の商人の依頼に応じ刀を振うこともあった。嘉永の末より安政の初頭には庄屋田口家の依頼に応じ、東濃付知に長く滞在し彫刻をしている。その後松田亮長の晩年まで田口家との交流が続いたことが、田口家に残る7通の手紙からうかがえる。(後記載)

松田亮長と東濃付知とのかかわりについて背蘇庵²⁾は飛騨史壇(大正10年2月1日発行6—2)において以下のように記している。

『國學及思想に於て田中大秀翁に負ふ處多き東濃付知は又文學美術に於て松田亮長に啓發さるゝところ尠しとせず亮長は嘉永の末より安政の初頭三、四年に涉り付知の里正田口忠左衛門方に其幼女と共に舎して其特技なる彫刻をなすの傍ら土地の有志及有識階級に文學竝に風流韻事を傳へたり彼の作物は今も多く散逸し現在付知町に尚存せるものは前記舊庄屋の氏神にして今は村社の一なる倉屋神社³⁾の本社攝社等の神體十一軀と外に個人の家に藏せる床置物、印籠の根付等指を屈するに過ぎず彼が付知に在りし三、四年間は恰も柳營の建築用材を付知より代出せる末期の事として出材總奉行として川路聖謨の來れるありて比兩人物は獨り文雅の方面のみに止まらず當年幕末の國事に関しても肝膽相照らせるものありし。(中略)彼は到底彫刻の一天才のみに止らざるを知るべし彼の付知を辞して高山に歸れる後付知の舊故に致せるの書牘は今尙大切に保存せらる、就に見るに溫雅にして氣高く又頗る美にして一點售るなき文藻と筆跡とは敬慕憧憬止み能はざるものあり。彼の彫刻は人の前に展開して刀を用ひたるも獨り其彫刻に施すべき塗料の配合の事に至りては人なき土藏の中に深く潜みて其愛女さへも決して近けざりしと云ふ。彼の携へたる少女は名を梅⁴⁾と稱し當時十三歳前後一見可憐にして夫の野趣滿々たる付知の少女輩と嬉戯せるの時は優に鷄群の一鶴たる觀ありしと云ふ當年の此少女梅子が今尙生存せば正に八十歳前後なるべきか此少女の其後の消息は毎に付知人の話頭の種なりし。』

(2) 田口家について

田口家は江戸初期から幕末まで付知庄屋を受け継いできた家系である。田口家一族の世襲庄屋であり、近村でもめずらしい存在とされている。加子母村では17カ年の長期にわたる村紛争のため、文化2年(1805)から約20年間、付知村庄屋田中慶紀、慶良父子が加子母村の兼帯庄屋をつとめている。付知村の初代庄屋は田口四郎三郎慶広が慶長14年(1609)付知、加子母、川上の3カ村庄屋を命ぜられたと伝えられている。現在も田口家には膨大な近世庄屋文書が保管されており、付知の歴史の多くを知ることができる。田口家系譜は下記のようなものである。



(3) 松田亮長の一刀彫

松田亮長は根付彫刻の名手として世に聞こえ、その根付は今でも高山市日下部民芸館で多くみることができるが、一刀彫大成者といわれる亮長の一刀彫作品は高山市内でも数点が所蔵されている程度である。しかし今回の田口家所蔵の一刀彫の大作八体の初公開により、松田亮長の精巧な技の数々を改めて知ることができ、飛騨一位一刀彫協同組合はじめ多くの関係者に深い感動を与えた。

松田亮長は安政3年(1856)8月31日から12月17日まで107日間田口家に滞在し、当時の庄屋(田口家16世)田口忠左衛門慶成の注文に応じこの彫刻を彫っている。この彫刻は田口家の氏神としての午頭天王社の神体として彫られたものである。〈前記飛騨史壇(大正10年2月1日発行)青蘇庵の記事参照〉

松田亮長の107日間の田口家滞在について下記のような「覚」が田口家に残っている。

<p>外 丸印三ツ メ金拾両貳分ト五匁</p> <p>引日 九拾四日勤 ○此金五百廿九匁 但老日三匁五分</p> <p>メ金拾兩貳分ト五匁</p>	<p>一、八月晦日入 九月三十日 十一月廿九日 十二月十七日(帰国)</p> <p>メ百七日此二人宿料○四兩二分ト 内 但武人 但老又二分五匁 十三人休日並外注文 仕事二付引</p>	<p>覚 飛州高山松田珍翁亮長 先生安政三辰八月晦月 購扣</p> <p>丸印三ツ メ金拾兩貳分ト五匁</p> <p>一、八月晦日入 九月三十日 十一月廿九日 十二月十七日(帰国)</p> <p>メ百七日此二人宿料○四兩二分ト 内 但武人 但老又二分五匁 十三人休日並外注文 仕事二付引</p> <p>丸印三ツ メ金拾兩貳分ト五匁</p>	<p>丸印三ツ メ金拾兩貳分ト五匁</p> <p>一、八月晦日入 九月三十日 十一月廿九日 十二月十七日(帰国)</p> <p>メ百七日此二人宿料○四兩二分ト 内 但武人 但老又二分五匁 十三人休日並外注文 仕事二付引</p> <p>丸印三ツ メ金拾兩貳分ト五匁</p>
---	---	---	---

田口家に残る松田亮長の一刀彫

	神体名及彫刻裏に彫られた銘等	寸法 幅×奥行×高さ ^{cm}	材料
1	天王社 御正躰奉崇 (須佐之男命) 蛇 東美濃 付知村 田口慶成 亮長	16×16×29	檜材
2	天王社 相殿 大国主神御正躰奉崇 亮長 東美濃 付知村 田口慶成	18×14×32	〃
3	天王攝社 御正躰奉崇 應神天皇 東美濃付知村 亮長	16×13×28	〃
4	天王攝社 御正躰奉崇 仲哀天皇 東美濃付知村 亮長 田口慶成	14×11×15	〃
5	天王攝社 田口氏ノ祖神 武内宿称 東ミノ付知村 亮長 慶成	18×14×20	〃
6	天王攝社 御正躰奉崇 神功皇后 東ミノ付知村 田口慶成	12×12×9	〃
7	天王社相殿 御正躰奉崇 稲 荷 東美濃付知村 亮長 田口慶成 安政三年辰年	18×13×26	〃
8	天王社相殿 御正躰奉崇 伊邪那岐神 東美濃付知村 亮長 田口慶成	13×12×27	〃



写真2 田口家氏神 午頭天王社 (現倉屋神社)
恵那郡付知町3区



写真4 大国主神 正面



写真3 須佐之男命



写真5 大国主神背面
写真6 背面拡大



写真7 應神天皇（前面）



写真8 應神天皇（側面）

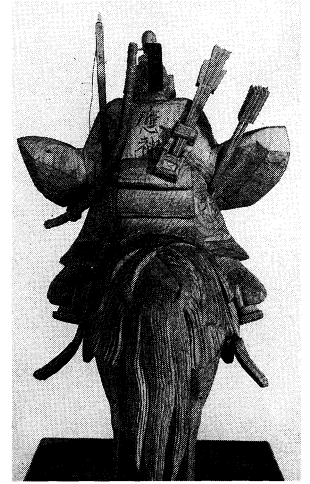


写真9 應神天皇（背面）



写真10 仲哀天皇



写真11 武内宿称



写真12 神功皇后



写真13 稻荷



写真14 伊邪那岐神（前面）



写真15 伊邪那岐神（背面）

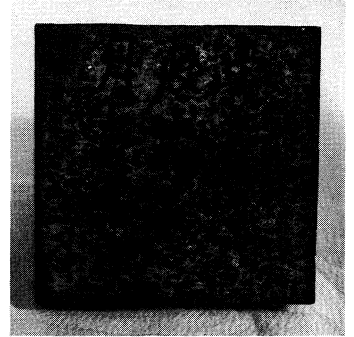


写真16 伊邪那岐神 台下面の墨書

注

- 1) 小峰大羽 尾崎紅葉の弟子・徳田秋声と親交，東京で俳句を教える。初の俳句辞典の出版を志さずも印刷所火災の為原稿が焼けてしまい実現できなかった。その後諸国漫遊の旅に出高山に寄る(明治末から昭和初期)。高山の検事杉野健三郎に出会い，永田不及を紹介され，生涯永田の援助を得る。「飛驒史壇」「蘭亭遺稿」「運材絵図」等の編集に携わる。
- 2) 背蘇庵 丸山茂氏（前高山市郷土館長）によると岡村利平のことである。利平は医者であり，県議，国府村長を歴任している。文久3年（1863）生～昭和8年（1933）没。岡村利平は飛驒きっての郷土史家であり，「飛驒編年史要」「飛驒史料」「飛驒山川」等の執筆，編集に携わっている。又，押上森蔵と共に飛驒史壇の発刊にも力を注いだ。彼の業績は国府町教育委員会が岡村文庫として保管している。
- 3) 倉屋神社 明治6年以降地名（字名）を用い倉屋神社と称する。それ以前は午頭天王社と称していた。祭神は須佐之男命，白山比女命，宇迦之御魂命，延宝元年（1673）再興の旧記が残る。濃州徇行記（寛政年間樋口好吉記）には「午頭天王社境内老杉樹あり，回り七抱半ほどあり，是も加子母小杉の老杉樹につぎきたる木なり。此社は田口忠左衛門先祖修築せしと云々」とある。又田口家譜によると「産土神天王社は，遠山家産土神福岡村天王神社を分社し，鬼門の方位に鏡祭せしものにして云々」とある。〈付知町史〉
- 4) 梅 小峰大羽はこの「梅」について飛驒史壇（大正10年発行）の中で次のように記している。『本誌第六卷第二号に背蘇庵氏が「松田亮長と東濃付知」の稿中，安政初頭の三，四年間付知の里正田口氏方に其の幼女と共に舍して特技を揮ったある。そして其の愛女は名を梅子と呼び，當時13歳前後で，愛兒らしい様に記してあるが，亮長は一女一男より外に兒を擧げなかった様だから，之はおそらく實子ではあるまい。安政元年は，長の即ち五十五歳の年で長女おそしの産聲を揚げたのは，其れより七年の後文久元年辛酉年で，おそしが父亮長に死別した時は，漸く十一歳になった春であった。』
- 5) 田口家系譜 田口家系譜は，大正3年田口慶焔が編纂し，昭和12年春牧野彦太郎（元衆議院議員）に依頼，彦太郎は東濃の探史家明光寺森牧老師の協力を得て調査後，疑惑，矛盾の点を指摘している。〈付知町史〉

参考文献

- 付知町史 通史編，資料編
 高山市史 上巻
 飛驒史壇 （大正10年2月1日発行第6巻2号）
 飛驒史壇 （大正11年7月1日発行第7巻2号）
 飛驒の匠 昭和62年 岐阜県博物館

手紙⑥

鳥渡一筆申上候未残暑甚敷候処御家内

皆々様御勝被成何より之御事ニ而御座候次

ニ私共無事ニ相くらし居候間乍憚様御安心

なし可被下候扱此度御地天王様御祭礼ニ付

私共近イ親類の者共御地へ参り申候処是は

誠ニ〳〵不調法者ばかりにて御座候間貴君

様方御ひいきニなし被下御引立の処、偏ニ

〳〵御願申上候

〇 扱此間何よりの品品〳〵頂戴仕誠難有

奉存候

〇 あまり鹿末（そまつ）ながら一刀彫根附（もつ）進

上仕候間御わらい納可被下候

〇 筆すへながら

御旦那様え別ニ書状差上（もつ）申候間貴君

様より右の沢ヲ御咄し被下候御ひいきの処

ヲ宣敷御頼申上候

〇 忠作様の御事

高山の肴賣の久五郎殿ニも度〳〵申上候

又先達而飯田の衆□先生御兩人ニもくわし

く申上候忠作様当秋は禮年（レイ）の通り芝居にて

何かいそがしからふが又、冬分は貴君様の

御ぞんじの通り高山は誠ニさむき所ゆへ歳

春に相成候はゞどふぞ〳〵一度あそびに御

出被下候よふまちいり申候其時ニは忠作様

ヲたのしみにあそびに御出可被下候、歳春

は毎日〳〵まっておりますト宣敷

御伝言

八月廿四日

田口若旦那様

なし被下度候

すけなが

手紙⑦

為ニ春陽一之御祝辞貴翰被下忝拜見仕候

先以其御表し之家様御揃益御機嫌能御越歳

被レ遊候御座欣幸の至奉存候次ニ小子無主

人加齡仕候間乍憚御安□思召可被下候就而

は今般□寿の柿老箱御恵ミ被下彼□意の段

辱拜受仕候別而好物ニ而早速賞味仕。御厚

礼奉申上候扱孔雀石の儀御申越被下、幸ひ

船津町の人出張仕候ニ付談合仕候処当時緑

青山引合不申候付休山仕候ニ付唯今之處ニ

而ハ間ニ合い不申候得共右御注文有之候儀

ニ候ハ、緑青石出来次第相談仕候様申聞候

ニ付此段御来引可被下候併て又々船津町清

吉えも今一應申越同人方ニ御座候ハ、早速

急便ニ申上候先は年（年）甫（年）之御祝儀申上度貴

報迄如此御座候

謹言
松田亮長

正月
田口鎌三郎様

奉申候

御内室被遊候様奉乍末御惣客様江宜敷奉

願上候次ニ小子も辰八月（明治元年）より眼病相煩候ニ

付種々手盡候得共其甲斐無御座昨己年二月

両眼共潰し申候儀ニ而甚々難渋（じゅう）困入申候

御賢察可被下候委細は御使之人江申上置候

間御聞取可被下候
以上

正月廿一日認

濃州附知村
田口鎌三郎様

飛州高山
松田亮長

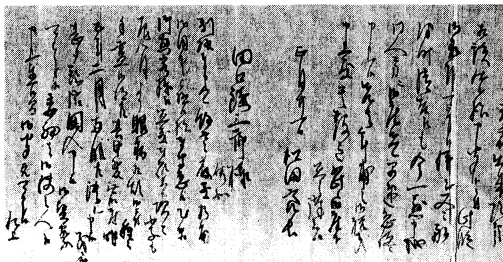


写真19 手紙⑦ 明治3年正月21日 妻の代筆した手紙

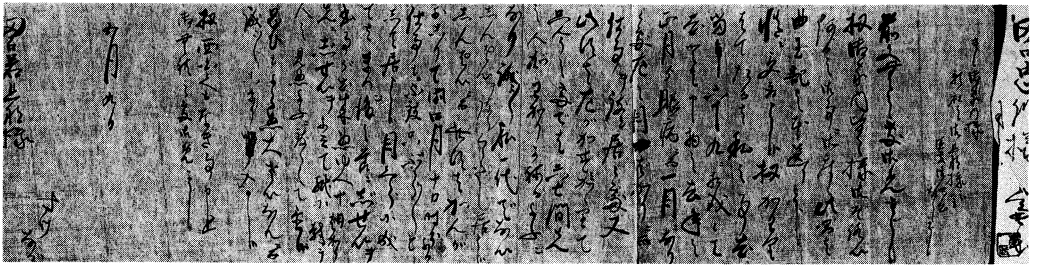


写真18 手紙④ 明治元年5月9日の日付が見られる

年六十九明治元年ニ相成候て尤とは申物の去年の正月より眼病にて一月ニなり候処、左の目ばかりにて仕事ヲ致シ居候処又此頃は左がすすみかゝりて只今の処では六七間先の人がわかりかねるよふニなり誠ニく私一代でないしんばい致シくらし居申候しんばいニ而此頃はかんがおこりて閏四月十日時分より仕事も不致、只ぶら／＼として居申候、目くらに成てはまつ後の節（新世）ニじせいヲ書事が出来ぬゆへ十月ばかり先ニじせいヲよみて紙に封テ人の見ぬよふニ致して置候思ひもよらぬ大さいなんニ而誠ニくこおり入申候扱面白くもなき事申上御無礼の處御免被下候

五月九日

田口若旦那様

五月九日 高山より

すけなが

手紙⑤

尚々御一同皆々様

新社御旦那様

別に手紙差上

不申候間

宜敷

申上候

以手紙申上候大暑之節ニ相成候處御家内皆々様ニも御勝被成何より之御事ニ而御座候。私共皆々無事相くらし居申し候乍憚御安心被成可被下候扱此ノ間は御手紙送り被下誠ニく難有奉存候夫ニ又何よりの御品頂戴仕誠ニ字礼しく奉存候扱大和印の古代なる處誠ニく大かんしん仕候私處之御咄（オハナ）し先生衆え私じまん心ニ而御目ニ懸ケ候処皆々大かんしん被成候御御先生様も前度高山江御出候よふな咄しも御座候私共はどふもおぼへハ無之候

○扱なんぞ御禮の志るしニ差上度ぞんじ候得共何も思ひつきたる品もなく古銭形の印材老ッ差上申候御わらひ納可被下申候
○度々申上候貴公様か又五九郎様か御兩人之内御老人御出かけヲ待入申候高山は夏分ニは大キに宜敷處ニ而御座候どふぞく御出ヲ待入申候先者御礼御見舞傍以愚礼一筆申上候以上

六月十六日

田口忠作様

すけなが

此人ニ御渡可被下候先は右御見舞傍々惣札
申上候

六月廿五日

○ 扱当春よりう免儀病氣ニ而だいぶん六
ツケ數病氣の処名古屋より五里ばかり東下
タ海道内津の宿妙見様願がけ致し候処此こ
ろハ大きニよろしく候間どうぞ七月のすへ
時分ニ梅もつれて御礼参りを致シ度トぞん
じ候郡上の八幡よりかふづちえ出テ参るか
又貴公様の方えかゝりて参るやら。しかと
定り不申候何レ道具箱持テ出かけ申候間
若々御地え加かり候はゝ相かわらずごひい
きニなし可被下候

鎌三郎様

六月廿四日

此手紙は先達而久五郎殿
御地え出立の節ニ認^シ置^タ候処間違ひ大キ
延引仕此段御免可被下候
御無礼様ながら

此写去年の正月より

いたミ出し七月より口が

出来少ツゝ水のよふな

ウミが出、誠ニなんぎを

致し申候、何レ六ヶ敷

病ト相見へ申候

左の足

東美濃附知村ニ而

田口鎌三郎様

用書

手紙③

田口鎌三郎様

用書

尚々御旦那様江別に手紙
差上不申候間御世話様
ながら貴君様より宜敷
御話置械成

可被下候

鳥渡申上候時分ながら追々暖氣ニ相成候
処御家内皆々様御そろいニ而何よりの御事
ニ而奉存候次ニ私事無事ニ相くらし居、申
候得共御存じの通り梅女はなく成すけなが
おやじばかりニ而毎日〳娘が事ヲ思ひだ
しさむしき世渡りヲ致シ居申候扱先達而は
何よりの珍敷御品沢山ニ御送り被下候難有
奉存候何より御珍敷品ゆへ處々え分ケテつ
かい物ニ致し候早々御礼状差送りべく処大
き延引仕 此段御免可被下候

○ 扱此節何より日なが〳候ニ付なんと

すけなが印

すけなが

高山えあそびに御出はいかが、どふぞ〳

御出可被下候貴君様御多用なれば吾九郎様
ヲぜひ〳御出可被下候よふニ御取持可被
下候日々ニ待入申候五九様えは別に手紙差
上不申候得共宜敷御伝言なし可被下候まだ
色々と申上度事御座候得共又々後便ニ申上
候先は右御禮御見舞
傍く〳

四月十二日

若旦那様

四月十二日 高山より

すけなが

手紙④

東美濃付知村ニ而

田口忠作様 松田亮長

尚々 御家内様

新社之御旦那様之も

宜敷御伝言

なし被下度候

前文無之候処御免被下候扱御家内皆々様
御そろい何よりの御事ニ御座候、此間は曲
玉記の本、送り被下候慥ニ受取り申上候、
扱かわりはてたるは、私の事、尤当

(4) 松田亮長の手紙

田口家に保管されている松田亮長の手紙は七通である。そのうちの二通は明治元年と明治三年の年号が記されている。明治三年の手紙は、松田亮長没前年にあたり、亮長は眼を悪くし妻が代筆をしたものである。宛先は田口忠作・田口鎌三郎とあるが、これは田口家十六世田口慶成の元服名、及び十七世田口慶秀の幼名である。

以下七通の手紙を紹介する。尚解読は付知町三尾正氏・田口慶昭氏の全面的な協力を得たことを附記しておく。

手紙①

尚々外々皆々様え

宜敷

御伝言なし

可被下候

鳥渡^{チヨット}一筆申上候時分ながら追々暖氣相成候處御家内皆々様御勝^{マカレ}被成目出度御儀奉存候扱前度は参上ながく大思ニ預り誠ニく難有奉存候今ニおゐて度く兩人咄し致^{ヨロコビ}、悦居申候扱又先達而は久五郎様帰国の節何よりの御品色く御送り被下候誠ニく思ひもよらぬ御事にて兩人共びつくり致し申候ながく御せわニ相成夫ニ又此度

金子沢山御送り被下候是ヲ頂戴致しては阿まり道ならぬ御事ゆへ直ニ御返シ度トぞんじ候得共せつかくの御志ヲ御返シ申ても是は御無礼か、共々思ひ梅トそふだん致し難有頂戴は致候得共、其かわりニなんぞ私が細工物ヲ送り度ト存候間何成共思ひ付御しらせ可被下候かならずく待入り申候梅子も去年の正月より足ヲわづらいどうも高山のお医者所ニ直ス御人無之候ニ付私も近イ内に上有知^{コウツチ}、岐阜大垣此辺ニは宜敷名医有之よふニ聞候間養生ニ連レ参り度ト奉存候何レ此辺ニ当年はながく居り申候間どぶぞ細工物ヲ思付キ被下候御知らせ被下候ハ、急々ニ彫送申候かならず待入申候

手紙②

尚々御旦那様江別ニ書状差上

不申候間貴公様より宜敷お伝言

なし可被下候外ニ齊六様長四郎様

御医者様江も宜敷御伝言被成可被下候

鳥渡申上候時分ながら追々暑氣相催し候

処御家内皆々様ニも御勝^{マカレ}被成目出度御儀

ニ奉存候次ニ当方皆々ぶじニ相くらし居り

候間乍^{ハバカリ}禅様御安心なし可被下候扱先達而

送り申上候神代記の本少見たき事御座候間

○ 鎌三郎様ニ別ニ御礼状差上申候間、御せわながら宜敷御伝言なし被下度候先は右御禮御見舞申候傍々

以愚礼一筆申上候以上

御氣ニ入、不申ハ又々彫直し差上申候

○ 扱御注文の品出来致し送り申候哉若し

御氣ニ入、不申ハ又々彫直し差上申候

二月

すけなが

田口

御旦那様

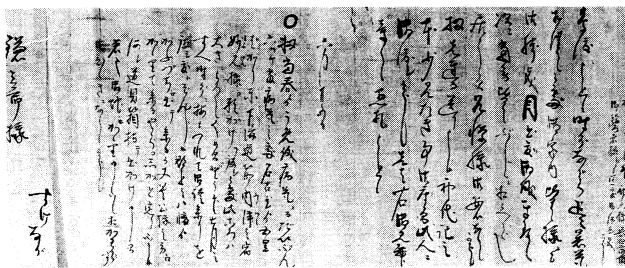


写真17 手紙②